

皆さまからお寄せいただいた質問・要望について

「県外自主避難者等への情報支援事業」では、皆さまのお困りごとや心配ごとについてのご相談を受け付けることとしていますが、本年2月・3月に開催した「支援情報説明会・交流会」にて、ご参加の皆さまから質問・要望をお寄せいただきましたので、主な内容とその回答をご紹介します。

No.	会場	質問・要望	回答
1	福岡県	<p>福島県外から福島県への帰還者に対する住宅支援（福島県外へ自主避難している子ども又は妊婦のいる世帯の、福島県内への住み替え）について、契約の期限はいつでしょうか。</p> <p>(郡山市からの避難者)</p>	<p>福島県外で災害救助法に基づく借上住宅等に入居（避難）している方が、福島県内へ帰還（住み替え）する場合の仮設・借上住宅等の受付は、当面の間としているところです。</p> <p>(福島県)</p>
2	東京都	<p>現在都営住宅に入居していますが、この更新が1年毎です。</p> <p>今後も1年毎に更新していくのであれば、せめて2年から3年とまとめ、先の見通しが立つようにしてほしい。</p> <p>(南相馬市、いわき市からの避難者)</p>	<p>供与期間の延長は、関係法により1年を超えない範囲内とされていることから、複数年の延長は困難です。仮設・借上住宅等の供与期間については、復興公営住宅の整備状況等を踏まえ検討し、国と協議を行ってまいります。</p> <p>(福島県)</p>
3	東京都	<p>農作物の放射線汚染について、事故前に比べて事故後は数十倍から数百倍の量になっているはずですが、安全かどうかはわかりませんが、汚染が無いとは言えないのではないのでしょうか。</p> <p>(いわき市からの避難者)</p>	<p>食品中の放射性物質については、食品の国際規格を策定するコーデックス委員会の指標である年間線量1ミリシーベルトを踏まえるとともに、内閣府食品安全委員会が行った食品健康影響評価の結果を受けて基準値を設定しています。</p> <p>また、厳格な体制で食品モニタリング検査等を実施しており、基準値を超過した食品が確認された場合は回収・廃棄を行い、地域的な広がりや認められた場合には出荷制限措置等を講じて、流通を防止しています。</p> <p>モニタリング検査の結果、基準値を超過する割合は、年々減少しております。このモニタリング検査の結果は、厚生労働省において取りまとめて全て公表しており、ホームページ (http://www.mhlw.go.jp/stf/kinkyu/0000045250.html) で確認することができます。</p> <p>なお、厚生労働省の調査によって、平均的な食生活で実際に流通する食品から受ける放射線量は、十分に小さいことが確かめられています。</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>※HPをご覧になれない方に関しましては、受託事業者にご一報ください。</p>

No.	会場	質問・要望	回答
4	岡山県	<p>岡山市の市営住宅入居について、中通りと浜通りからの自主避難者に優遇措置があると聞きました。これから入居したいと考えていますが、可能でしょうか。</p> <p>(岡山県岡山市における支援者)</p>	<p>岡山市では「子ども被災者支援法に基づく公営住宅の優先入居」に関し、平成27年5月募集分より「住宅困窮要件の緩和」が予定されておりますので、ご活用ください。</p> <p>(岡山市)</p> <p>岡山県においては12月下旬に条例が改正され、福島県の中通り及び浜通りからの避難者については、県営住宅の申込資格(収入要件・住宅困窮要件等)が緩和されております。</p> <p>岡山市内にも県営住宅がありますので、県の制度で岡山市内の公営住宅にご入居いただける可能性はあります。募集がある際は、岡山県のホームページ(http://www.pref.okayama.jp/soshiki/71/【岡山県土木部住宅課】)等に情報が公開されますので、是非ご確認の上、活用を検討ください。</p> <p>(岡山県)</p> <p>※HPをご覧になれない方に関しましては、受託事業者にご一報ください。</p>
5	岡山県	<p>国立大学の授業料免除という施策があると聞きましたが、ここでの「被災した学生」とはどこまでを含むものでしょうか。</p> <p>(福島県小野町からの避難者)</p>	<p>学校により基準が異なります。授業料減免等を希望される場合は、志望の大学や在籍する大学等へ直接お問い合わせをお願いします。</p> <p>(文部科学省)</p>
6	岡山県	<p>岡山県の公立高校で被災者の受験料免除という施策があり、避難元自治体から被災証明をもらうことが条件になっていました。しかし小野町からは原発事故による自主避難者には被災証明は出せないと言われました。</p> <p>震災後当初は、高速道路無料化を受けるための被災証明はもらっていましたが、授業料免除に関しての被災証明はもらえないことになっています。なぜでしょうか。</p> <p>(福島県白河市からの避難者)</p>	<p>「被災証明」は、その交付について明確に規定した法令はなく、各市町村の判断で発行されております。通常各市町村が被災者の便宜を考慮し、動産の被害や、被災者から被災の届出があったことを証明しているものです。また、原子力災害においては、避難指示によりもともと居住していた区域に居住できない場合等に、それぞれの自治体の判断基準により発行されているものです。ご理解をお願いします。</p> <p>なお、平成23年の「被災者支援及び復旧・復興支援のための東北地方の高速道路の無料開放」においては、被災証明について統一的な発行基準が存在しない中で、各市町村の独自基準にて「高速道路用被災証明書」が発行されています。「高速道路用被災証明書」の対象は、「家財などの被害」「停電」「全住民」など自治体により様々です。これはあくまでも「高速道路用」であり、前述の「被災証明」とは異なります。</p> <p>(復興庁)</p>